規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―八二

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則

（定義）

第一条　この規則において、「次の表により改正する」とは、次条から第十二条までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定を囲んだ破線又は当該規定に付した傍線により改正することをいう。

2　次条から第十二条までの表中の破線及び傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

二　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

三　改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

四　改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削ること。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次の表により改正する。

改正後

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一～七　（略）

八　勤務時間、休日及び休暇

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
勤務時間法第六条第三項の申告の文書	申告・割振り簿	三年	廃棄
勤務時間法第六条第三項の設定又は割振りの文書	申告・割振り簿	三年	廃棄
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一～七　（略）

八　勤務時間、休日及び休暇

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
勤務時間法第六条第三項又は第四項の申告の文書	フレックスタイム制の申告簿	三年	廃棄
勤務時間法第六条第三項の割振りの文書	フレックスタイム制の割振り簿	三年	廃棄
勤務時間法第六条第四項の設定及び割振りの文書	フレックスタイム制の割振り簿	三年	廃棄
（略）	（略）	（略）	（略）